

『瑜伽師地論』菩薩地摂受品に見る摂受と方便

古 坂 紘 一

1. はじめに

『瑜伽師地論』本地分菩薩地「摂受品」¹⁾には六種の摂受 (parigraha : 摂めとり支持すること) が説かれ、それを阻むような困難な現実的状況が艱難事として十二種想定され、それらに対処する解決方法が、正対治 (samyak-pratipakṣa) として示され、菩薩はその方便に巧みであるべきであるとされている。

ここで本文を分析するに当たり、Sāgaramegha (海雲) の Bodhisattvabhūmi-Vyākhyā (Vy.)²⁾、基の『瑜伽師地論略纂』(『略纂』)³⁾と道倫の『瑜伽論記』(『論記』)⁴⁾および清素の『瑜伽師地論義演』(『義演』)⁵⁾の四種の注釈書を参照し、摂受品の本文を分析したい。

論の本文では、摂受の種類、それに対する艱難事、さらにそれらに対する対治のあり方が挙げられるが、Vy では艱難事の注釈にあたって対治の方法が併記されている。一方『略纂』と『論記』では、玄奘訳の用語によってそれらの対治方便を区分し、十二艱難事のそれぞれに限定的・固定的に割り当てている。しかし『義演』にはそのような割り当て方はみられず、本文を引用して「『その所応の如く (まさにそれに相応しい仕方) 能く艱難を離れることが能対治である」と纏めている。また『義演』には『略纂』と『論記』には見られない摂受、特に増上摂受と摂取摂受の種類に関する分類の概念が明確に記されているので、以下にその分類上の科段を標記する語句 (科文) を [] 内に入れて記述する。

2. 摂受の種類

本文：「そのうちで諸々の住 (菩薩の位階) に属するすべての菩薩行には、諸々の衆生を正しく摂めとること (samyaktva-parigraha : 無倒摂受) が、要約すれば六種あると知られるべきである。」

(1) 頓普摂受 (sakṛt-sarva-satva-parigrahaḥ : すべての衆生を同時に摂めとること)

「菩薩が最初に菩提心を起す (発心する) 時に、すべての衆生の心身の根本要素 (界)

(136) 『瑜伽師地論』 菩薩地摂受品に見る摂受と方便 (古 坂)

を、妻子に対するのと同じ仕方で摂めとり、「私は彼らに対し能力に応じてあらゆる種類の利益と安樂を実現させよう」と思惟して、まさにその通り行うこと（が頓普摂受である。）」

(2) 増上摂受 (ādhipatya-parigrahaḥ : 上首となることにより摂めとること)

「家長となって母・父・子・妻・召使 (dāsi-dāsa-)・作業人 (karmakara-)・雇用者 (pauruṣeya-) を摂めとり、或は国王となって国民に対し菩薩の増上摂受の想をもつ。そして彼はその摂受において、摂受にふさわしい行いにより、菩薩にふさわしい仕方で活躍する。

[家主] (<義演) (家長としての菩薩の家族倫理が語られている。)

[1 勤修善] 母と父を種々の方法により善の方向に導く。

[2 供養無疲] 時に応じて、供養と奉仕を行い、[3 知恩報恩] 恩に感謝し、恩を知る。

[4 順父母意] 母父の心に一致するようにして、徳と富に関してその（母父の心）に従いつつ行動する。

[5 恣給衣食] 子と妻と召使等に随時食物と衣服を正しく与える。

[6 不行逼切] 彼らに諸々の事業によって圧迫することはしない。

[7 堪能忍受] 彼らが過ちを犯しても忍耐する。

[8 濟病医薬] 彼らが病気に罹れば正しく看病する。[9 勸修諸善] 彼らを善行に正しく導く。

[10 賜殊勝物] 随時、勝れた贈り物を（与える）。

[11 善言慰諭] やさしい言葉（愛語）によって慰める。[12 不生賤想] 彼らに対し「召使」の想いを起こさない。

[13 敬視養育] 彼らを自己と同様に、あるいはそれ以上に擁護する。

[国王] (国王としての菩薩の政治倫理あるいは君主論が語られる。)

[1 不行黜罰] また国王となった菩薩は、領土と人民 (rājya-jana) に対し刑罰によらず武器によらずに統治する。法によって財を増益する。

[2 不行侵掠] 相続した領土を享受するが、他の領地を突然力づくで侵掠しない。

[3 勸修諸善] 能力に応じて諸々の衆生をして諸悪を止めさせる。

[4 愛人如子] 人民 (prajā) の父ようになる。

[5 均行惠施] 他の諸々の衆生にも等しく分配する習慣をもつ。まして自らの親属にはいうまでもない。

[6 不行欺誑] 害しようと企てることがない。

[7 所言誠諦] 真実を言う。

[8 不行殺害及打等業] 殺害・捕縛・刑罰・切断・捶打等の凡そ衆生を迫害することを離れる。」

(3) 摂取摂受 (upādāna-parigraha : 指導することにより摂めること)

「そのうちで、正しく集団 (gaṇa) を指導すること、これが菩薩の摂取摂受といわれる。それは〔次の〕二つの原則によって正しく集会 (pariṣad) を摂めとることである。

[明無染]

[1 其心平等] すなわち、無欲の心によって正しく摂めとること。自己の目的を正しく実践し、不正な仕方によって混乱させないことである。すべての摂受においてその心が

平等であって、偏った党派におちいらない。

[2 不慳正法] 彼らに法（を説くこと）を惜しまない。

[3 不作師捲無捲要意] 師範にありがちなもの惜しみもしない。

[4 不希供養] 彼ら（衆生）から奉仕と親近承事を求めることもしない。

[5 不止他善] しかし善を欲するが故に、彼ら自身の福德の資糧を積ませるために、（彼らが）自発的に行っていることを抑止することはしない。機会を得れば、むしろ自ら彼らに対して奉仕と献身を行うものとなる。

[明義利]

[1 明達深義] 彼らによって理解されていないことがらを理解させる。理解した者にはさらに明瞭化させる。疑問が生じれば、その都度それを取り除く。後悔をも取り除かせる。深い意味のあることばをも智慧によって洞察し、随時正しく開示する。

[2 彰與行同]

[(1) 同彼苦樂] そして彼らと苦樂を共にする。

[(2) 成彼上利] 自らすすんで彼らの実利として財を得るために、

[(3) 當急過自] 卓越した事業（adhikena vyāpāreṇa：玄：経営遽務）を成し遂げる。

[3 覺悟開解]

[(1) 於犯拳非] 彼らの過ちについても随時正しく教え誡める。

[(2) 如理呵責] また時には道理によって呵責する。

[(3) 方便濟救] 彼らが病気に罹ったり、或は愁いにとらわれている場合には、病気を癒すために、また憂いを取り除くために決して見捨てない。

[(4) 於劣無輕] 彼らの容色や記憶や努力や知等が劣っている場合にも蔑視しない。

[(5) 為説正法] 随時彼らの疲労を察知しては適切な仕方では法を説き、

[(6) 繫念所縁] 随時彼らの関心事について正しい教えを授ける。

[(7) 堪忍教授] （他による）攪乱に堪え、動揺し憤ることがない。

[4 彰無掉動]

[(1) 戒無咸劣] 彼らと規律および行いを等しくし、またはそれ以上にするが、劣ることがない。

[(2) 不稀利養] 利得と尊敬を渴望しない。 [(3) 具悲愍心] 同情心をもち、

[(4) 常無掉動] 高慢心がなく、輕躁でなく、

[(5) 戒見円満]

[(5)-1 戒見円満] 規範・見解・行動および

[(5)-2 正命円満] 生活が円満である。

[(5)-3 舒顔平視] 明るい表情をし、聳えすることなく、柔和で、

[(5)-4 柔軟美言] 親切に話し、 [(5)-5 先言問訊] 先に語りかけ、ほほえみが先行する。

[(6) 修無放逸]

[(6)-1 恒常修善] 善に関して常に絶えず精進し、

[(6)-2 不放逸行] 放逸と解怠を離れる。

[(攝取攝受の) 惣結]

(138) 『瑜伽師地論』 菩薩地摂受品に見る摂受と方便 (古 坂)

まさにそのようにするのは、大衆の模範のため、また自己の向上のためである。」

(4) 長時摂受 (dīrgha-kālikam upādānam: 長期にわたる摂取)

「そのうちで、およそ衆生が低い程度にしか成長していない場合 (の摂受), それらは菩薩の長時の摂受といわれる。久しい時間を経て浄化できる (摂受である) からである。」

(5) 短時摂受 (adīrgha-kālikam upādānam: 短期の摂取)

「またおよそ (衆生が) 中位の程度に成長している場合 (の摂受), それらが短時の摂受といわれる。久しい時間を経ずして浄化できる (摂受である) からである。」

(6) 最後摂受 (caramam upādānam: 最後の摂取)

「またおよそ (衆生) が極めて成熟している場合 (の摂受), それらが菩薩の最後摂受といわれる。此の生において浄化する可能性があるからである。」

(これら三種の「摂受」は parigraha ではなく, upādāna と称されている。したがって (3) の摂取摂受 (upādāna-parigraha) を開いて分類したものである。)

3. 十二種艱難事 (saṃbādha-saṃkaṭa) と正対治 (samyak-pratipakṣa)

(次に摂受を困難にする状況として十二種の艱難事が述べられ、ここで Vy は対治方便を述べている。本文ではその後に艱難事に対処する方法として対治が纏めて説かれ、それを『略纂』『論記』では十二項目に分けるのであるが、そこで『略纂』と『論記』においてそれぞれの対治がどの艱難事に対応するかが注記されているので、例えば『略纂』『論記』では艱難事 (1) の対治法に対応させているということを、[R (1)] というように記し、比較を容易にするためにその『略纂』『論記』の割り付けに従って各艱難事に対応させて原文をその下に転記する。原文は願望法で表されるが、ここでは直接法で表記する。)

本文と注釈: 「そのように衆生を正しく摂受することに活躍する菩薩は、十二種の艱難に遭遇するということが知られねばならない。菩薩はそれらについて聡明であるべきである。

(1) 衆生が罪を犯している場合に、或は罰し、或は無視すること (を要請される。それは) 菩薩にとって艱難に遭うことである。

Vy: 方便について聡明になる。そこで、罰することによってなすべからざることから転向させる。ただし毀傷すべきでないことについて方便を明察する。

[R (1)] 「(罪等の) 軽重を観察してまさにそれに相応して、方便を講ずる」というのがその対治であるとする。(以下同様)

(2) 衆生に対し厳しい方便を用いて (摂受を) 行う場合、自己の心に煩惱が生じないように防ぐこと、

Vy: ここにおいて重罰と軽罰を考察する際に、方便善巧によって中立にし、心の混乱を止める。

[R (2)] 「人物 (pudgala) を観察する。」

(3) 施すべき物が少しだけあり、多くの求める者が乞い求めて到来すること、

Vy: この場合人物を観察する。来求 (者) と苦しむ者と寄る辺なき者と救助者のない

者に施す。他の者たちが一致して忍受したところで恵捨する。

[R (3)]「勇猛に縁を攀じて（来求者の）理由を正しく受けて活動する。」

(4) 彼が一人であるのに、多くの衆生に種々の事業が起こり援助を求めて来ること、

Vy：ここにおいても、重きと軽きに対して平等にすべきか、さもなくば能力があるかあるいは能力がない人物かを観察する。

[R (4)]「正しく発願する。」

(5) （衆生が）放逸の状態にありつつも、吉祥な世俗的三昧にあり、そして天の世界に生まれるが、行いに無感覚なこと、

Vy：何らかの対治をする方向の因によってその味著を捨てさせるか、さもなくばその状態を速やかに止めるようになる方便を講ずる。

[R (5)]「（衆生の）心を流散させないようにする。」

(6) 衆生に利益をもたらすことを目指しつつ、衆生の利益をなしえないこと、

Vy：その場合は、正しい願を起こす。あるいは鋭い熟慮を行って煩悶することのないようにする。

[R (6)]「倦むことなく安穩であるようにする。」

(7) 愚鈍な、不信義の、粗野な衆生に対し法を説くこと、或は見捨てること、

Vy：ここでも熟慮の力によって、愚鈍な者には漸次煩悶をなくす。不信義な者と粗野な者に対しては無関心で居る。

[R (7)]「鋭く熟慮することを心がける。」

(8) 輪廻においては常に過失（のあること）を見て、（輪廻する衆生を救うために）輪廻を棄てないこと、

Vy：この場合にも方便善巧を修する。智慧（般若）によって輪廻の過程を見るが、慈悲によって輪廻を捨てない。

[R (10, 7, 8)]「心を平等（upekṣā 無関心）にする。」

(9) すぐれた心ばえが未だ完全でなく、失念した状態で命を終えること、

Vy：この場合燃えるような精進を始める。あるいは失念のないこと（不忘）を得るために、大いなる願を発す。

[R (9, 10)]「精進に勤めて、熱意をもつ。」

(10) また心ばえがまだ浄化されていないうちに他（の衆生）が最も勝れた価値あるものを求めること、

Vy：その場合、心を広くする（sems nges par spro bar bya'o）。

[R (10, 7, 8)]「心を平等（upekṣā）にする。」

[R (9, 10)]「精進に勤めて、熱意をもつ。」

(11) 種々の異った見解をもち、種々なる志向性をもつ諸々の衆生を、同意させ或は無視すること、

Vy：熟慮する力によってしっかりと（有情を）安定させる。

[R (11)]「方便善巧を修する（upāya-kauśalena bhavitavyam）。」

(12) 不変の不放逸行を行わねばならないにもかかわらず、あらゆる煩惱を決して捨て去ってはならないということは、（菩薩にとって）艱難事に遭うことである。」

(140) 『瑜伽師地論』菩薩地摂受品に見る摂受と方便（古 坂）

Vy：方便善巧を修する。

[R (12)]「そのようにして、菩薩は正しい対治法（対治方便）に熟達する。」

（以上のように注釈書は艱難事に対する対治法を注釈し、または割り当てるが、本文では対治の終結部で次のように結んでおり、艱難と対治の関係を特定してはいない。）

「あらゆる艱難事に遭遇しても、意気沮喪せず正しく自己を（艱難から）解き放つ。」

4. 結び

このように、『菩薩地』「摂受品」では、菩薩は在俗の支配者、家長、あるいは一般的に集団の指導者として、摂受すべきであるという当為が繰り返し述べられており、注釈書では、『略纂』『論記』は対治を玄奘訳の文に逐語的にあてはめようとしているため、Vy との間に食い違いが認められるものの、総合的に見れば『菩薩地』の他の章に説かれるような、慈悲と智慧の理念が汲み取られている。そして摂受－艱難－対治というダイナミックに連関する要因を分類し、それらの要因が種々な仕方で連関する可能性のあることを暗示しつつ、智慧と慈悲によって、人倫の問題に対処すべきことを示唆している。

-
- 1) Bodhisattvabhūmi. ed. Unrai Wogihara. Tokyo, repr. 1971, p.362-6; Bodhisattvabhūmi. ed. Nalinaksha Dutt. Patna, 1966, p.249-252; Rnal 'byor spyod pa'i sa las byang chub sems dpa'i sa. (東北 No. 4037, Dg, fol.187a4-189b1; 大谷 No.5538, Pk.fol.215b-218a); 『瑜伽師地論』玄奘訳, (大正, 第 30 卷, p.563b-564c); 『菩薩地持經』摂品, 曇無讖訳 (同上, p.953b-954a); 『菩薩善戒經』摂取品, 求那跋摩訳 (同上, p.1007c-1008b); 磯田熙文・古坂編『瑜伽師地論菩薩地〈随法・究竟・次第瑜伽処〉』法蔵館, 1995, P.229-251
 - 2) Rnal 'byor spyod pa'i sa las byang chub sems dpa'i sa'i mnam par bshad pa. (東北 No.4047: 大谷 No.5548)
 - 3) 大正, 第 43 卷, p.166b-c
 - 4) 大正, 第 42 卷, p.580b-581a
 - 5) 『宋藏遺珍』(四) 新文豊, p.2749b-2751a

〈キーワード〉 北インド, 4 世紀頃, 瑜伽行派, 弥勒, 無著, 瑜伽師地論, 摂受, 対治, 方便善巧

(大阪教育大学名誉教授, 文修)